

愛知県防犯優良マンション認定基準

第1 総則

1 目的

この認定基準は、国土交通省策定の「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針（平成18年4月改正。以下「設計指針」という。）」及び愛知県安全なまちづくり条例（平成16年3月26日愛知県条例第4号）を踏まえ、一般財団法人愛知県建築住宅センター及び公益社団法人愛知県防犯協会連合会が共同して策定したものであり、愛知県内の防犯性に優れたマンションを認定する事業の認定基準とするものである。

2 用語の定義

この認定基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) マンション

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である共同住宅をいう。

(2) 新築住宅

新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないものをいう。

(3) 既存住宅

上記の「新築住宅」以外の住宅をいう。

(4) 防犯建物部品等

「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能が高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対して5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正かつ中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

3 適用範囲

(1) 対象とするマンション

新築、既存を問わず、全てのマンションを対象とする。

(2) 基準の適用

この認定基準は、防犯優良マンション認定事業における設計段階審査及び竣工後審査において適用する。

また、評価対象となる施設が設置されていない場合には、当該施設に係る基準は適用しない。

(3) 基準の見直し

認定基準は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 認定基準

1 共用部分

① 管理人室

管理人室を設置する場合は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造となっているか、または、これらに近接した位置に配置されていること。

② 共用出入口

- a 共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置されていること。また道路等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。
- b 共用玄関には、不正開扉に配慮したオートロックシステムを備えた玄関扉及びその玄関扉を通過する人物を写す防犯カメラが設置（必須）されていること。
- c 共用玄関の扉を含む開口部は、その内外を相互に見通せる構造となっていること。
- d 共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置されていること。

また、道路等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。

- e 共用玄関以外の共用出入口には、防犯上有効な構造の自動施錠機能付きの錠を備えた扉が設置されていること。
- f 共用玄関の照明設備は、その内側では、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注1）、その外側では、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注2）が確保されていること。
- g 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注2）が確保されていること。

③ 共用メールコーナー

- a 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等

からの見通しが確保された位置に配置されていること。

また、共用玄関等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。

b 共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注1）が確保されていること。

c 郵便受箱は、施錠可能なものとし壁貫通型となっていること。

既存住宅においてやむを得ずこれを満たさない場合は、補完する措置が講じられていること。

④ エレベーターホール

a 共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置されていること。

また、共用玄関等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。

b 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注1）、その他の階のエレベーターホールは人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注2）が確保されていること。

⑤ エレベーター

a エレベーターかご内には、防犯カメラ（必須）が設置されていること。

また、当該カメラと連動するモニターテレビが、共用玄関の存する階のエレベーターホールに設置されていること。

b エレベーターは、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。

c エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されていること。

d エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注1）が確保されていること。

⑥ 共用廊下、共用階段

a 共用廊下及び共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造となっていること。見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。

b 共用廊下及び共用階段は、乗り越え等による侵入が困難な構造となっていること。やむを得ず侵入が可能な構造となる場合は、面格子の設置等の侵入防止に有効な対策が講じられていること。

c 共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する部分につい

ては、当該バルコニー等に侵入しにくい構造となっていること。

- d 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部から見通しが確保されていること。
- e 共用階段のうち、屋内に設置されるものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されていること。ただし、透過性のある扉の場合はこの限りではない。
- f 共用廊下及び共用階段の照明設備は、極端な明暗を生じないように配慮しつつ、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注2）が確保されていること。

⑦ 自転車置場・オートバイ置場

- a 自転車置場・オートバイ置場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部が確保されていること。
周囲からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。
- b 自転車置場・オートバイ置場には、チェーン用バーラック、サイクルラックの設置等、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられていること。
- c 自転車置場・オートバイ置場の照明設備は、屋外に設置されている場合には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）、屋内に設置されている場合には、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注2）が確保されていること。

⑧ 駐車場

- a 駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に外部から駐車場の内部を見通すことが可能となる開口部が確保されていること。
周囲からの見通しの確保が困難な場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。
- b 駐車場の出入口には、そこを通過する車両及び人物を写す防犯カメラ（必須）が設置されていること。
- c 駐車場の照明設備は、屋外に設置されている場合には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）、屋内に設置されている場合には、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注2）が確保されていること。

⑨ 通路

- a 通路（道路に準ずるものを除く。以下同じ。）は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。
- b 通路の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）が確保されていること。
- c 通路は、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置されていること。

⑩ 児童遊園、広場又は緑地等

- a 児童遊園、広場又は緑地等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。
また、道路等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。
- b 児童遊園、広場又は緑地等の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）が確保されていること。
- c 塀、柵又は垣等を設置する場合には、その位置、構造、高さ等は周囲の死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場となっていないこと。
また、領域性を明示するよう配置されていること。

⑪ 防犯カメラ

- a 記録装置と一体化したシステムとして構成されていること。
- b 有効な監視体制がとられていること。
- c 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置に必要な台数が配置されていること。
- d 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度が確保されていること。

⑫ その他

- a 屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、当該扉は施錠可能なものとなっていること。
- b 屋上がバルコニー等に接近する場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等当該バルコニー等への侵入防止に有効な措置が講じられていること。
- c ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置されていること。
また、住棟と別棟とする場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に

配置されていること。

ゴミ置場は、他の部分と塀・扉等で区画され照明設備が設置されていること。

- d 集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保されていること。
- e 配管、雨樋、外壁等は、上階への足掛かりにならないよう配慮されていること。

2 専用部分

① 住戸の玄関扉

- a 住戸の玄関は、防犯建物部品等の扉（枠を含む。以下同じ。）及び錠が設置されていること。

既存住宅においてやむを得ずこれを満たさない場合は、補完する措置が講じられていること。

- b 住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等が設置されているとともに、錠の機能を補完するドアチェーン又はドアガードが設置されていること。
- c 玄関扉に郵便受けが設置されている場合には、内側に受け箱を取り付け、外部から手を差し入れたり、針金等を差し込むなどの方法によるサムターン回し等による開錠を困難にするように配慮されていること。

② インターホン

- a 住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンが設置されていること。
- b インターホンは、住戸内と共用玄関の外側との間で通話が可能な機能及び共用玄関扉の錠を住戸内から解錠する機能を有していること。
- c インターホンは、管理人室を設置する場合にあっては、住戸内と管理人室との間で通話可能な機能等を有していること。
- d 非常時であることを管理人室等に知らせる非常押ボタンが設置されていること。
- e インターホンは、共用玄関に設置された専用カメラの映像を写すモニター機能を有していること。

③ 住戸の窓

- a 共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のは、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウインドウフィルムを貼付したものを含む。）、面格子その他の建具が設置されていること。

既存住宅においてやむを得ずこれを満たさない場合は、補完する措置が講じられていること。

- b バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、避難計画に支障のない範囲において、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウインドウフィルムを貼付したものを含む。）その他の建具が設置されていること。

既存住宅においてやむを得ずこれを満たさない場合は、補完する措置が講じられていること。

④ バルコニー

- a 住戸のバルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置されていること。

やむを得ず縦樋又は階段の手摺り等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置が講じられていること。

- b 専用庭を配置する場合は、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入防止に有効な構造となっていること。

推奨事項

- c 住戸のバルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された構造のものとする。
- d 接地階の住戸のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとする。

附則

この認定基準は、平成20年8月11日より施行する。

この認定基準は、平成24年8月1日より施行する。

この認定基準は、平成25年4月1日より施行する。

(注1) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔および行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね50ルクス以上）をいう。

(注2) 「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔および行動が識別でき、誰であるか分かる程度以上の照度（平均水平面照度がおお

むね20ルクス以上)をいう。

(注3) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね3ルクス以上）をいう。